

地域医療支援病院とは

- 紹介患者に対する医療提供や医療機器の共同利用の実施等を通じて、地域医療を担うかかりつけ医等を支援する能力や、地域医療の確保を図るためにふさわしい設備等を有する病院を各都道府県知事が個別に承認
- 承認要件は医療法等に規定
 - ・ 紹介患者に対する医療の提供
 - ・ 医療機器の共同利用
 - ・ 救急医療の提供
 - ・ 地域の医療従事者に対する研修の実施等
- 都では50病院を承認（令和5年12月1日現在）

新たに承認を受けるまでの手続

1 病院からの承認申請

- 原則として、毎年度上半期までに申請を受付
- 申請に当たっては、事前に当該病院から相談を受け、医療法等に掲げる要件が満たされていることを確認

2 地域医療構想調整会議

- 原則として、毎年度下半期頃に開催される当該病院が所在する二次医療圏の地域医療構想調整会議において協議

3 東京都医療審議会

- 地域医療構想調整会議での協議の結果や、当該病院が所在する二次医療圏及び都の実状を踏まえ、東京都医療審議会において審議

4 承認

- 承認に当たっては、あらかじめ東京都医療審議会の意見を聴く
- 承認した病院については、都のホームページで公表

【参考】承認後の取扱い

- 毎年度、地域医療支援病院から業務報告書の提出を受け、承認要件の充足状況について確認
- 承認要件を欠くに至った場合には、東京都医療審議会の意見を聴いた上で、承認を取り消すことができる。